

議案第70号

福岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

この条例案を提出したのは、地方公務員法の一部改正等に伴い、本市の人事行政の運営等の状況の公表事項に関し所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

福岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福岡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。